

## 事業主の証明による被扶養者認定 Q & A

### 【制度について】

#### Q 1 - 1

今回の措置（事業主の証明による被扶養者認定の円滑化）は、いつから開始されるのでしょうか。また、今回の措置の開始前の扶養認定に遡及されるのでしょうか。

#### A 1 - 1

今回の措置（事業主の証明による被扶養者認定の円滑化）については、令和5年10月20日以降の被扶養者認定及び被扶養者の収入確認において適用します。

なお、令和5年10月19日以前の扶養認定及び被扶養者に係る確認については、遡及しない取扱いとなります。

#### Q 1 - 2

今回の措置（事業主の証明による被扶養者認定の円滑化）は、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動である旨を事業主の証明によって、健康保険組合等の保険者による円滑な被扶養者認定を可能にするとのことですが、「一時的な収入変動」と認められる上限額はいくらまででしょうか。

#### A 1 - 2

今回の措置（事業主の証明による被扶養者認定の円滑化）は、被扶養者（認定対象者を含む。以下同じ。）の収入確認に当たって、通常提出が求められる書類と併せて、一時的な収入変動である旨の事業主の証明を提出することで、円滑な被扶養者認定を図るものです。

その上で、「一時的な収入変動」の具体的な上限額については、

- ・仮に上限を設けた場合、当該上限が新たな「年収の壁」となりかねないこと
- ・一時的な事情によるものかどうかは、収入金額のみでは判断が困難であること

からお示しすることは困難ですが、雇用契約書等も踏まえつつ、当該増収が一時的なものかどうか確認させていただくこととなります。

#### Q 1 - 3

今回の措置（事業主の証明による被扶養者認定の円滑化）は、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動である旨の事業主の証明によって健康保険組合等の保険者による円滑な被扶養者認定を可能にするとのことですが、どのような事情であれば「一時的な収入変動」として認められるのでしょうか。

A 1 - 3

一時的な収入増加の要因としては、主に時間外勤務（残業）手当や臨時的に支払われる繁忙手当等が想定され、

一時的な収入変動に該当する主なケースとしては

- ・ 当該事業所の他の従業員が退職や休職をしたことにより、当該労働者の業務量が増加したケース
- ・ 当該事業所における業務の受注が好調だったこと、あるいは、突発的な案件により、当該事業所全体の業務量が増加したケース

などが想定されます。

一方で、基本給が上がった場合や、恒常的な手当が新設された場合など、今後も引き続き収入が増えることが確実な場合においては、一時的な収入増加とは認められません。

**【対象者について】**

Q 2 - 1

今回の措置（事業主の証明による被扶養者認定の円滑化）は、どのような方が対象となるのでしょうか。

A 2 - 1

被扶養者の方、新たに被扶養者としての認定を受けようとしている方が対象となります。なお、雇用契約書等を踏まえ、年間収入の見込みが恒常的に 130 万円以上となることが明らかであるような方は、今回の措置の対象外となります。

Q 2 - 2

フリーランスや自営業者など特定の事業主と雇用関係にない場合、今回の措置（事業主の証明による被扶養者認定の円滑化）の対象となるのでしょうか。

A 2 - 2

今回の措置（事業主の証明による被扶養者認定の円滑化）は、あくまでも事業主の人手不足等の事情に伴う被扶養者の方の労働時間延長等による一時的な収入変動を対象としており、他律的な収入変動による場合が対象となります。そのため、特定の事業主と雇用関係にない場合については対象となりません。

なお、フリーランスや自営業者としての収入と、勤務先からの給与収入の両方がある者について、給与収入が一時的な収入変動で増加したことにより被扶養者の認定基準額を超えた場合は、対象になります。

Q 2 - 3

被扶養者の収入要件の確認について、被扶養者が 60 歳以上の者である場合又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあっては年間収入の要件が 180 万円未満とされていますが、今回の措置（事業主の証明による被扶養者認定の円滑化）は、その判定の際にも適用されるのでしょうか。

A 2 - 3

今回の措置（事業主の証明による被扶養者認定の円滑化）は、被扶養者が 60 歳以上の者である場合又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合の、年間収入が 180 万円未満であるか否かの判定についても適用されます。

**【事業主の証明について】**

Q 3 - 1

事業主の証明書は、いつ提出するのですか。

A 3 - 1

新たに被扶養者の認定を受ける方は、認定申請の際に事業主の証明書を提出していただくこととなります。また、既に被扶養者の認定を受けている方は、毎年行われる検認の際に、通常提出を求めている書類と併せて、事業主の証明書を提出していただくこととなります。

なお、被扶養者の認定については、扶養の事実が発生した日から 30 日以内に所属所長を経由して共済組合に届け出を行うこととなっていますが、次の方々については、令和 6 年 1 月 31 日までに届け出を行ってください。

- ・ 令和 5 年 10 月 20 日から令和 5 年 12 月 31 日までに扶養の事実が発生した方
- ・ 令和 4 年 11 月以降、人手不足による労働時間延長等に伴う「一時的な収入変動」に該当する方で、令和 5 年 10 月 20 日以降に収入確認を行う方

Q 3 - 2

事業主による証明書に記載すべき事項はどのようなものでしょうか。

A 3 - 2

「様式 1\_令和 5 年度・検認用」又は「様式 2\_新規・継続認定用」を参照してください。

Q 3 - 3

事業主の証明を提出しさえすれば、引き続き被扶養者に該当するということでしょうか。

A 3 - 3

雇用契約書等を踏まえ、年間収入の見込みが、恒常的に 130 万円以上となることが明らかであるような場合には、被扶養者に該当しなくなることとなります。

また、社会保険の被扶養者の要件は、収入要件だけではないため、その他の要件を満たしていないことにより、被扶養者に該当しなくなることも考えられます。

【その他について】

Q 4 - 1

社会保険の適用要件を満たしているため、社会保険に加入することになると事業主から伝えられました。そのような場合でも、今回の措置（事業主の証明による被扶養者認定の円滑化）の対象となりますか。

A 4 - 1

社会保険の適用事業所において、正社員として働かれる場合や、パート・アルバイト勤務であっても社会保険の適用要件を満たす場合には、社会保険の被保険者となる必要があるため、被扶養者とはなりません。